

重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	有限会社 みどりの店
所在地	岐阜県下呂市森2430-1
事業所指定番号	岐阜県 2172800076号
代表者・連絡先	二村 弘次 0576(25)5519
サービス提供地域	下呂市全域、高山市久々野町及び朝日町、一宮町、中津川市付知町及び加子母

2. 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者	管理者は、事業所の従業員及び業務の実施状況の把握及び業務の管理を一元的に行う。	1名 二村 弘次
専門相談員	専門相談員は、寝たきり等介護を要する高齢者等の身体状況介護環境等に応じて、福祉用具・介護用品が適切に使用されるように選定の相談・助言を行い、居宅サービス事業における事業の業務全般を行う。	5名 二村 康男・二村みどり 二村 弘次・日下部浩子 青木 与宗
配送	配送は、専門相談員の助手として、事業の納品・回収を行う。	2名 二村 弘次・青木 与宗
事務員	事務員は、居宅サービス事業における事業の必要な事務を行う。	2名 二村 みどり・日下部浩子

3. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日から土曜日まで 但し、12月31日～1月3日までを除く。	午前8時00分から午後6時00分まで

4. サービス内容

- 要介護状態又は要支援状態の利用者に対し、適切な指定福祉用具貸与の提供
- 居宅介護支援事業者・他の居宅サービス事業者・市町村等との連絡調整

5. サービス利用料及び利用者負担

- サービス利用料は、介護用品レンタルカタログに表示。
また、月の16日以降の納品、15日以前の引き上げの場合は、サービス利用料が半額になります。
但し、同月内での納品、引き上げは1ヶ月分の料金となります(最低サービス利用料は1ヶ月です)。
尚、利用者負担金はカタログ表示価格の通りとなります。
- 支払方法：初回サービス利用料は現金にて徴収。2回目以降のサービス利用料は、ご利用者様指定金融機関の口座より自動口座引落にて御支払い頂きます。

支払期日：翌月25日

- 利用者がサービスの利用を開始前に中止をする際は、キャンセル料は不要です。

6. 福祉用具の貸与

- (1) 用具の配送は、ご依頼頂いた日から2～3日中にお伺い致します。
- (2) 専門相談員が商品を納入し、組み立て、ご希望の場所への据付けをさせていただきます。ご利用される方との適合状況も確認させていただきます。
- (3) 商品の取扱の説明及び使用上の留意点について説明させていただきます。尚、納入時に商品を作動させてみます。
- (4) 部品の磨耗や緩み等が発生した場合は、交換・修理させていただきます。
- (5) 用具の引上げは、電話にてご依頼いただき、その日がサービス終了日となります。尚、2～3日中に引上げさせていただきます。

7. 運営方針

- (1) 指定福祉用具貸与事業の実施にあたっては、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状態・希望及びそのおかれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助・取付・調整等を行い、福祉用具を貸与することにより利用者の日常生活の便宜を図り、利用者を介護する者の負担の軽減を図る。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- (3) 事業にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努める。
- (4) 前2項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

8. 衛生管理等

- (1) 従業員の清潔の保持と健康状態について必要な管理を行うと共に、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めることとする。
- (2) 回収した福祉用具については、直ちに消毒室に入れ、オゾン殺菌装置にて消毒を行い、消毒済保管庫にて保管する。未消毒福祉用具と消毒済福祉用具は区別して保管するものとする。

9. 事前同意事項

サービス担当者会議等において、利用者の個人情報、あるいは利用者家族の情報を用いる場合は秘密保持を旨とし、利用者及び家族の事前同意を得ることとする。

10. その他運営に関する留意事項

- (1) 早朝引き揚げの要請に対応します。時間外の電話 0576(25)5519
- (2) 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (3) 本事業所は、福祉用具貸与に関する記録を整備し、福祉用具貸与完了の日から5年間保持するものとする。

11. 相談窓口、苦情・事故対応

○当事業所のサービスに関する相談や苦情及び事故については、次の窓口で対応いたします。

電話番号	(有) みどりの店 0 5 7 6 (2 5) 5 5 1 9	
FAX番号	0 5 7 6 (2 5) 5 8 8 7	
担当者	専門相談員 二村康男 ・ 二村みどり ・ 二村弘次 ・ 日下部浩子 ・ 青木与宗	
その他	相談・苦情については、担当者、管理者及び専門相談員が対応します。 事故が発生した場合や福祉用具が故障した場合等についても同様に対応します。 不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情・事故処理簿」を作成し、担当者、管理者及び専門相談員に引き継ぎます。	

○その他、お住まいの区役所及び岐阜県国民健康保険団体連合会においても苦情申出等ができます。

岐阜県国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地	岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館内	
	電話番号	0 5 8 (2 7 3) 1 1 1 1 (内2597)	
	FAX番号	0 5 8 (2 7 7) 0 4 3 1	
対応時間		月曜日～金曜日 の 8：30～17：00	

12. 運営法人の概要

名称	有限会社 みどりの店	
代表者名	代表取締役 二村弘次	
住所	岐阜県下呂市森2430-1	
実施事業の概要	介護用品・福祉用具の販売、レンタル	
事業所数	1カ所	

【説明確認欄】

令和 年 月 日

サービスの締結に当たり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 所在地 岐阜県下呂市森2430-1
名称 有限会社 みどりの店
説明者

印

サービス契約の締結に当たり、上記のとおり説明を受けました。

利用者 住所
氏名

印

契約者又は代理人

住所
氏名

印